

同志社大学所蔵二条家文書について

吉野 健一・眞田 拓弥

二条家文書の概要

二条家は、鎌倉時代から近代に至るまで、近衛家や九条家などとともに摂政や関白を出す摂家として続いた公家で、江戸時代には二条綱平、吉忠、齐敬が摂政や関白に就いたほか、吉忠の女は桜町天皇后の青綺門院で、後桜町天皇の母となるなど、公家社会において重きをなした。また、二条家の当主が代々徳川将軍の猶子となり、偏諱を受けるなど、徳川家との関係も深かった。二条家の邸宅は、現在の京都御苑から更に北側の、現同志社女子大学の付近にあり、発掘調査では関係する多くの遺物が出土している。

【内容】

本資料群は、全体として約百点を数え、その大部分が二条家に関係するものであるが、文書群としての一貫性や、内容の偏在などは見出しがたい。また、二条家に伝来したことを確認できない資料も一部存する。資料の年代としては、江戸時代後期から幕末頃に作成された資料が大部分を占め、年代が確定できる最古のものは正徳五年（一七一五）で、最も新しいものとしては慶応年間のものが複数確認できる。江戸時代の前期や中世、近代以降の文書は確認できない。

内容としてまとまっているのは改元に関する資料で、二十五点ほどと

全体の四分の一ほどを占め、このうち十点程度は寛政改元（一七八九）時のものである。改元の儀式などではなく、改元に至る準備過程で作成されたものがほとんどで、水面下での準備の様子が分かる貴重な資料である。改元以外では、正徳五年の二条綱平自筆と見られる江戸下向日記が注目される（詳細は後述）。当主の自筆にかかると推定される文書は、この日記を含めて数点に止まり、他に、享保四年の江戸下向時に二条綱平が息子の二条吉忠に宛てた書状などがある。さらに、香や薬などの書付や、鬢除きなどの儀式に関する資料も確認できる。

全体的には儀式の式次第や、準備過程で作成された記録や覚、先例等の資料が多いが、家領に関する資料として、明和六年（一七六九）の二条家領丹波国桑田郡細川滝村の年貢勘定書が一点含まれる。

領収書が一括された資料（資料番号十一）の宛先は、「二条殿御役所様」「御勘定所様」「御役人中様」などとあり、また、書状類の宛名にも「二条殿諸大夫中」「諸大夫中」などの記載が頻出することから、二条家の役所や勘定所において作成、または受領され伝來したものが、本資料群の中心をなしていると考えられるが、先述の二条綱平の息吉忠あて書状など、別の伝来経過を想定すべき文書も存在する。

【伝来】

本資料群は、東京の古書店から購入されたものであるが、購入以前の伝来については明らかでない。二条家文書は、現在複数の機関に分散して所蔵されており、同志社大学においても、今回取り上げる二条家文書とは別の伝来をたどった、即位灌頂を中心とした二条家旧蔵資料が収蔵されているが、相互の関係性は見られない。

すでに知られている二条家関係資料としては、慶應義塾大学文学部古文書室収蔵の約二千四百点を筆頭に、同大学三田メディアセンターの約

四百点、国文学研究資料館の約四百点、京都教育大学教育資料館の約四百点、明治大学博物館の約二百点が比較的まとまって伝来している。

他にも、交通関係資料を中心の鉄道博物館に伝来した約四十点や、近世初期の二条家当主日記を含む東京大学史料編纂所の資料などが存在する。

この中で、本資料との関係が推察されるものとして、国文学研究資料館の文書群（以下国文研資料）がある。国文研資料中には、改元関係の資料が十七点ほどある他、儀式関係の先例書などが多く、本資料と同様に儀式の準備作業の過程で作成されたと思われる資料も多い。また、日光奉幣使に関係した資料が複数存在するが、その中に、正徳五年の「日光御参向道中日次記并日光寄江戸返道中日記」があり、この資料は、もと本資料群中の二条綱平の江戸下向日記と一連のものであつた可能性が考えられるものである。

一方、京都教育大学の文書群である（以下京都教育大学資料）にも、本資料との類似点が見られる。京都教育大学資料中には、二条家当主の江戸下向に関する資料が含まれているほか、所領に関する資料も数多い。

これらのことから、本資料は、国文研資料や京都教育大学資料と、もどは一連であった可能性も考えられる。

なお、二条家の文庫は、屈指の規模を誇る文庫として近世初頭まで伝來していたが、延宝三年（一六七五）の大火でその邸宅とともに、その大部分を焼失した。本資料中にも、延宝三年以前の筆にかかる資料は確認できず、この大火以後に二条家において作成、収集されたものであることが分かる。

（吉野）

「二条綱平日光例幣使参向日記（江戸より池鯉鮒まで）」紹介と翻刻

はじめに

同志社大学歴史資料館は東京古書店から五撰家の二条家のものとされる一連の文書群を購入した。この「二条家文書（東京古書店）」には江戸時代中頃から明治までの文書が含まれている。その中でも日記と思われる一連の史料が存在していた（B049）。この史料を検討したところ、正徳五（一七一五）年に当時の二条家当主である二条綱平が日光例幣使の際に記された道中日記の一部であることがわかつた。本稿で簡単な紹介と翻刻を行いたい。

1 史料について

日記と思われるこの史料は縦17.6cm、横12.5cmの折本形式であり、購入時には三つに分かれていた。九日の一部内容を持つもの、十日の内容を持つもの、十一日より十八日の途中までの内容を持つもの、以上三冊

である。日記の内容は日付と天候、それに続く一書きによって構成されており、一日分が終わると丁を改めて翌日の記事が記される。

2 年代・記主の比定

この日記の内容は九日の途中から十八日の途中までの約十日分である。日記の記主は九日から十一日の発興まで江戸に滞在し、その後は東海道を通って帰洛していることが確認できる。江戸においての記述が多く、年代・記主が誰であるかの手掛かりとしている。九日の記事では徳川家の靈廟において仏事が行われており、三人の寺社奉行が確認できる。十日条には嚴有院殿に「松平対馬守」(近昭)、常憲院殿に「土井伊予守」(利忠)、増上寺台徳院殿・清揚院殿・文照院殿に「石川近江守」(総茂)が明記されている。この三人の在職は正徳四年から享保一(一七一七)年にかけて確認できる⁽¹⁾。この期間中に『徳川実紀』を確認すると、正徳五年五月九日条に、「二条右府をはじめ、公卿・門跡、東叡三縁両山諸廟に進謁せらるゝ」とある⁽²⁾。この記述から、二条綱平が寛永寺へと赴いた様子が確認でき、この日記も正徳五年に作成されたと考えられる。

記主については、日光例幣使の勅使であり当時の二条家当主であった右大臣二条綱平と想定される。史料を確認すると記主は、十四日に出立の時刻について、右大將徳大寺公全・前大納言庭田茂条・前中納言梅小路共方より確認を受けており、三人は丑刻、記主は丑半刻に出立することとなっている。この正徳五年の日光例幣使の際に下向した公家中で、この三人よりも上位の公家は二条綱平だけである⁽³⁾。このことからも、この日記は綱平によって記された日記ということができる。

3 日光例幣使について

内容は先述の通り日光例幣使の勅使であつた二条綱平による日記である。江戸において徳川家の廟堂に参るところから始まり、帰路の東海道の池鯉鮒宿の記述で終わる。

まず、日光例幣使についての概要を説明したい。『日光市史』によると⁽⁴⁾、正保二(一六四五)年に日光東照社に「東照宮」の宮号が勅賜された。この際に、徳川家光が宣下の勅使であつた今出川経季に対しても日光東照宮への奉幣使を要請する「おぼえ」書を渡した。こうして、翌正保三年に、宮号宣下一年目の大祭の奉幣のために臨時奉幣使が派遣された。正保四年以降は毎年四月十七日の祭儀に合わせて日光東照宮へと例幣使が派遣されることとなる。

また、栃木県史によれば⁽⁵⁾、日光例幣使街道は日光東照宮の四月の十七日家康忌日の大祭に発遣された日光例幣使が通行する街道として名付けられた。例幣使にはだいたい現役の参議があつられ、五十人ほどの行列を組み、幣帛を運んだ。四月一日を恒例の出立日として、十五日に日光に入り、十六日に奉幣を行い、同日の午後には日光を発つたという。宍戸忠男氏によると⁽⁶⁾、例幣使はその年の正月ごろに内定が行われ、禁中の内侍所に備えた「御供米」を戴き、道中頒布用に五万から七万包程を用意する。その御供米は下向・帰洛の道中各所で寄進・下附された。また、帰路では前年に捧げられた幣帛を刻み、奉書紙に包んだものが、「東照宮の御神体」として大名たちの人気を呼びもらい受けるものが多かつたという。その代わりに納められた「初穂料」が貴族の収入となつた⁽⁷⁾。

以上が日光例幣使の概要であり、これを踏まえてこの日記からは以下

の事が了解される。

日記からは記主綱平が前年の幣弔を下賜したり、御供米を寄進したりするような行為を確認することはできない。奉幣使には参議クラスが任命されるようなので、右大臣であった綱平は奉幣使というよりも勅使であつたと考えられる。綱平が江戸滞在中には大名家や高家から見廻（挨拶）などを頻繁に受けている。その中でも金森出雲守頼時と関係が深かつたようである。十日には頼時とその子金森長門守可寛らとの間で贈答品のやり取りを行い、頼時を居間に招いて礼を申し入れている。翌十一日に江戸を発し金川宿に止宿するが、ここまでも頼時は見廻と贈答品を寄りしている。帰路における例幣使間での情報のやり取りの様子が理解できる。加えて、帰路の宿では使者を介して例幣使に同行した公卿らと調整を行つており、十四日や十六日には出立の時刻について相談が行われている。宿を発足する時刻については公卿間でのやりとりによつて決定されていたことが分かつた。

おわりに

この日次記は正徳五年の日光例幣使の際に勅使を務めた二条綱平によつて制作されたことが分かつた。帰洛の際の様子が具体的に理解できる点が重要である。

また、この日記に関連する可能性がある史料として、国文学研究資料館に所蔵されている「山城国京都二条家文書」が存在している（¹⁰）。この文書群の中には綱平が日光奉幣使を務めた記録が四点ある。この中に「日光御参向道中日次記并日光より江戸返道中日記共」という史料が存在して

いることが分かる。¹¹の日付はちょうど、¹²の日記の前欠部を補うものであり、一連の史料であつた可能性がある。（眞田）

（註）

- (1) 「寺社奉行」（『国史大辞典』）の図版「寺社奉行（一）一覧」を参照した。
- (2) 『有章院殿御実紀卷十二』正徳五年五月九日条（『徳川実紀』第五編、経済雑誌社）。
- (3) 『年録』[169]（国立国会図書館デジタル化資料、<https://dl.ndl.go.jp/info/dljp/pid/2561849?tocOpened=1>）、正徳五年五月四日条の白書院において対面した日光例幣使の公家・門跡衆を参考にした。
- (4) 村上直「近世封建社会の成立と日光山」（『日光市史』中巻、日光市史編さん委員会、一九七九年。）。
- (5) 河内八郎「都市と交通」（『栃木県史』通史編4、栃木県史編さん委員会、一九八一年。）。
- (6) 宮戸忠男「日光例幣使と公家の関東下向」（『風俗史学』二九号、一九〇〇五年。）。
- (7) 前掲注（5）。
- (8) 「山城国京都二条家文書」
(<http://base5.nij.ac.jp/~archicol/eachpage/05/02/ac1960013/index.html>)

史料翻刻

本資料の紹介にあたり、いくつかの資料の写真とその翻刻を併せて掲載するとした。指數の都合上すべてを掲載するには至らなかつたが、特徴的な資料を複数選択し、以下にその翻刻を掲げる。なお、翻刻は眞田拓弥（同志社大学大学院文学研究科博士課程前期）、吉野健一（京都府教育府文化財保護課）が行つた。

【凡例】

- ・文字はおおむね通用字体に改めた。傍書・挿入箇所は「」に入れ追い込みした。
- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・抹消された文字は右傍に「」を付した。判読不能の文字は「■」とした。
- ・人名注など参考のためのものは「（）」に入れ傍に記した。

【史料番号49～51】〔二条綱平江戸下向日記〕（部分）

前田長泰
前田信門

前田伊豆守入来対面
一織田能登守中条対馬守

大友周防守三高家衆先刻も太刀馬

綿十把遣之候此間逗留之間有之

殿様旁礼申進使右兵衛

一前田伊豆守ハ今度此外殿様衆

太刀馬綿五把遣之是ハ今度出而「有之」也

一か、
前田吉徳
宰相少将備後守松平右衛門督

先刻入來為御礼使遣藤木越後守

一上野巣有院殿高家中条対馬守
中条信実

畠山義景
畠山下総守横瀬駿河守

寺社奉行松平対馬守目付
松平近昭

仙波四郎左衛門徒頭林藤四郎
瑞田正虎

同堀田伊豆守板倉近江守松平
板倉重治

備前守

一常憲院殿高家中条対馬守
前田玄長

前田隱岐守
織田讚岐守
織田信明

寺社奉行
土井伊与守目付
土井利忠

上田新四郎
徒頭吉田小右衛門
内藤政義

因幡守丹後守内
藤丹波守

牧野周防守
牧野康重

一増正寺台徳院殿高家大友周防守

吉良左京大夫寺

寺社奉行石井近江守目付渡部外記
石井継茂

ククク

十日 晴

吉良左京大夫為暇乞入來被申置
吉良義後

徒頭中山主水同青山因幡守
青山忠重

一清陽院殿高家大友因幡守
大友義閑

京極大善大夫
京極高甫

寺社奉行石川近江守目付永井三郎左衛門

徒頭飯河善左衛門

一文照院殿高家大友因幡守

前田伊豆守

寺社奉行石川近江守目付渡部外記

徒頭中山主水

十日 晴

一織田能登守中条対馬守 大友

因幡守一所入來對面

一前田伊豆守入來對面何も暇乞

昨日發足天氣も珍重之由申候也

一吉良右京大夫横瀬駿河守

為暇乞入來被申承也

一本庄宮内少為暇乞入來對面
一本庄道宣

一京極大膳大夫同断被申遣候也

一松平陸奥守為暇乞入來被申置也
伊達吉村

一金森出雲守今度萬端首尾好相濟
金森頼時

大悅存候依之禮義白銀三拾兩箱看

式種太刀馬白銀十両

ねり七長門守綿三十把弟上総今

上希十束

久成院沙綾三卷箱看一種給申候

一金森長門守へ五郎丸三疋箱看二種
金森可寛

弟上総へ五郎丸二疋箱看

一母儀久成院へ綿十把箱看遣候

使織部

一金森出雲守殿居間へ招段々今度之

礼申入

十一日雨天

一鍋嶋か、守(鍋島良美)相良遠江守今日は

爰許發輿之候段珍重存候為祝入來

一加賀宰相(今田伊豆守)今日發輿珍重候也

尤可參之處就御能登城候故不能

被仰候之由候也

一松平備後守為暇乞入來對面

(前田利家)

一本庄宮内少(今)使今日為暇乞可參候
處昨夜(カ)少々所勞之段以史申入候且

茶

菓子一箱田夫一箱御酒來

久太郎(カ)塩鮎一籠菓子來

一金森出雲守(カ)三匹肴在之

給之

一松平陸奥守(カ)今日發足依之

為祝史來也

一加賀宰相(カ)為見立使村半藏松浦

一前田伊豆守為見立依之史來

一金森出雲守(カ)居間へ招日光(カ)段々

万端首尾能相済悅申候右礼等申

入母儀子息衆へ伝達頼申候由申入候也

一淺野土佐守(浅野長恭)今日發足之悅

尤可參候處々 少所勞故以使申入候也

一今日於城諸大名能見物之由也

一松平紀伊守(松平信重)今日江戸發足為被存候、

主殿遣登城候由

一三高家織田能登守中條対馬守

大友因幡守へ同断是も登城之由

一松平陸奥守先刻使賴遣主殿

一今申剋過金川止宿

一金森出雲守(カ)金川迄為見廻

書札茶式種糟漬鯛一桶葛粉

一箱丹波迄書中使來

一久我大納言(久我惟通)ヨリ為見廻史來

一久我大納言へ此方(カ)為見廻使遣

一大江ノ渡有

一三条中納言(三条公允)カ為見廻使來

一三条中納言返札トシテ銀遣

十二日 曇

一卯ノ剋過に金川ヲ立

一申剋に大磯に止宿

一馬入之渡有

十三日雨天

一大磯ヲ寅剋時立

一昼夜休畠

一申剋過三嶋止宿箱根ノ

関せう通

一京都より書中到来江戸迄

参候処發足故宮内少々

畠ノ道迄來則返事申遣

今日之日附京都ノ日附四日也

一久我大納言三条中納言より為見廻

使來

一両卿へ此方より使遣

十四日 晴

一卯剋二三嶋ヲ立

一昼夜吉原

一藤川ノ渡シ

一沖津川

一申半刻過江尻止宿

（徳大寺尊公全庭田茂義）

一右大將より為見廻使者庭田前大納言使

（梅小路某方）

一梅小路前中納言より使同人其使者

少々見廻可申候処少々二重叶被上置

明日ハ何時此方立候哉此段者

諸大夫共迄相尋候事候也彼方丑刻發足由

上京若衆へ此方丑半刻發足由
申遣

一乃剋右三人江主殿遣且狀之

通得御意候其許丑半刻に立被申候歟
此方弥丑半刻に立候由申遣

一右大將返答隨分申刻立可申

由申來

一庭田前大納言右大將より丑刻立可申と

御座候へ共少々無遠慮立候様申来

一梅小路返答是度相應力隨分丑刻

立可申吳様御座候由

一久我大納言より為見廻使來

一久我大納言へ自此方返礼使遣

春弥

十五日 晴

一卯ノ上剋二江尻ヲ立

一阿部川之渡有

一藤枝ノ川渡

一昼夜岡部

一大井ノ川渡

一止宿金谷

（柳原弁千種中）將為見廻入來

一右大將 庭田前大納言 梅小路前中納言分

使為見廻來

一久我大納言へ為見廻入来 先刻路次

ノ札等被申置

一転法輪中納言分使

一右大將庭田梅小路輪法輪へ

為返礼史右兵衛

一久我大納言へ唯今為御礼史主計

十六日 天晴

一金谷寅剋立

一天龍川船渡し

一昼夜袋井

一浜松領(松平資後)ノ所分松平伯耆守分使者

三所式所ハ■ノ用等も有之候て可申付候
由也

一申ノ刻濱松止宿

一松平伯耆守分城下止宿依之

蜜漬一箱塩引魚八給之

一松平伯耆守分日光表首尾好

相濟依之為祝儀太刀馬金十両

一箱肴三種羽代五百疋給之使尾上・西也

一松平伯耆守家老師岡三郎左衛門殿分

鮒七拾本

一松平伯耆守へ宮津止宿依之先刻ノ

礼旁使山本主計

一久我大納言分使其使者今日堅固着

申候由見廻且取次迄明日ハ何時發足候哉

承來使林修理

返答相止候趣念入候事存候明日ハ

寅剋ニ立申候由申遣取次松山内匠

後刻修理分内匠殿迄書中來

弥立候事相違も無之哉弥左様通

申遣

一手嶋右近為見廻來

十七日 晴

一濱松寅ノ上剋ニ立

一氣賀之渡シ船渡シ

一本坂之堺迄松平伯耆守分使來

足助豊田申候也

一三ヶ日昼夜浜松領分

一横瀬(松平信親)松平伊豆守領分足助兩人

來

一須瀬之渡シ伊豆守分奉行出ル

一赤坂申半刻過止宿

一梅小路前中納言方使為見廻小鯛十
來取次織部來止宿不被成

着候節委細可申由申遣通ス

一右大將方為見廻使來

一庭田前大納言方使來

一右大將庭田ヘ此方方宜様也

返礼使賴母

一梅小路前中納言先刻看之礼
且堅固着被申候哉為見廻使遣

同人

一水嶋右近為見廻來

一丑刻過二伊地知内記 藤左衛門

兩人若井ノ船二乘先二返ス

廿一日里亭ヘ着候様に申遣

十八日 晴

一赤坂卯ノ刻過立

一岡崎旅行之處所司〔京都〕 水野和泉守〔水野忠之〕

領分馳走人出役人三人

先払四人

〈後欠〉

一池鯉鮒領 ■■一枚 ■■

【史料番号4】〔年号案挙難一覽〕

舉 難
右大將

寛政 左衛門督
太宰大弐

文化 左衛門督
右大弁宰相

文長 德大寺大納言 権中納言
中山中納言 太宰大弐

寛安 太宰大弐 德大寺大納言
中山中納言 太宰大弐

德大寺大納言 権中納言
中山中納言 太宰大弐

太宰大弐 德大寺大納言
中山中納言 太宰大弐

源大納言 宰相中將

享和 右大將

源大納言 宰相中將

權中納言 右大將

左衛門督 源大納言

嘉享 権中納言

天祐 宰相中將

右大將 源大納言

太宰大弐 右大將

右大弁宰相 太宰大弐

【史料番号1-3】〔書状〕（宝曆改元及び改暦の例につき伺）

改暦御参役御例

不被為在候間、何分宜様御指図

被為頼入度御内々被仰進候

事、

条事定二付、国解続文を
被附候日限之事、

条事定二付、前々日
被附候日限之事、

宝曆改元二者、前々日
頭中將殿へ於御里亭ニ

被附、奏聞相済被返

賜大外記を召シ、条事定二付
諸卿可相催之段被命候、

此度も前々日歟、前日
などニ而可被為在候哉之事、

仰出、依而申文用意被有
之候様頭中將殿へ被仰含候

被相窺被聞召之由被

十月三日

事、

今度ハ右体之便宜

不被為在候歟、如何可然御

事二御座候哉、

暦号定御日限被

仰出候ハ、其日などハ

如何可被為在候哉、此御方ニハ

【史料番号18】〔書状〕（此度の元号案につき御内密御尋）

弥御安全珍重存候、抑
此度之元号可有難陳

之中、寛政・寛安・文化等

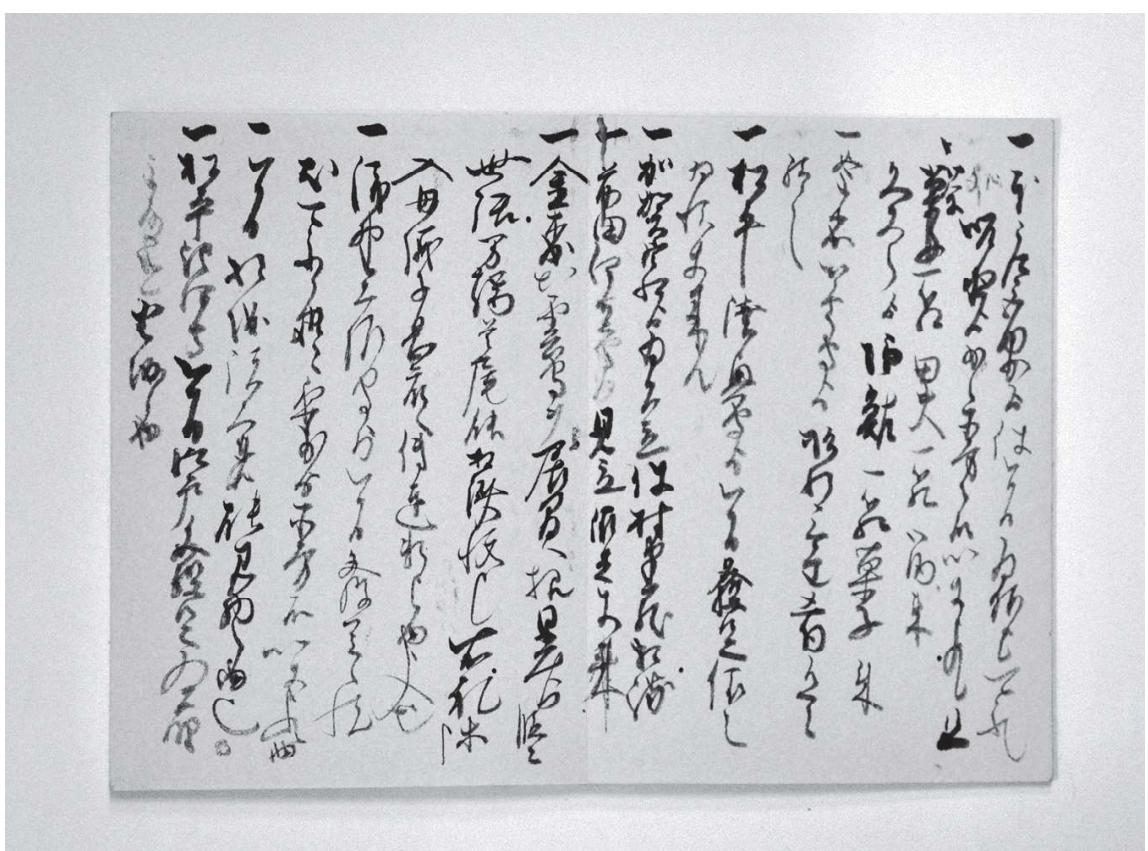
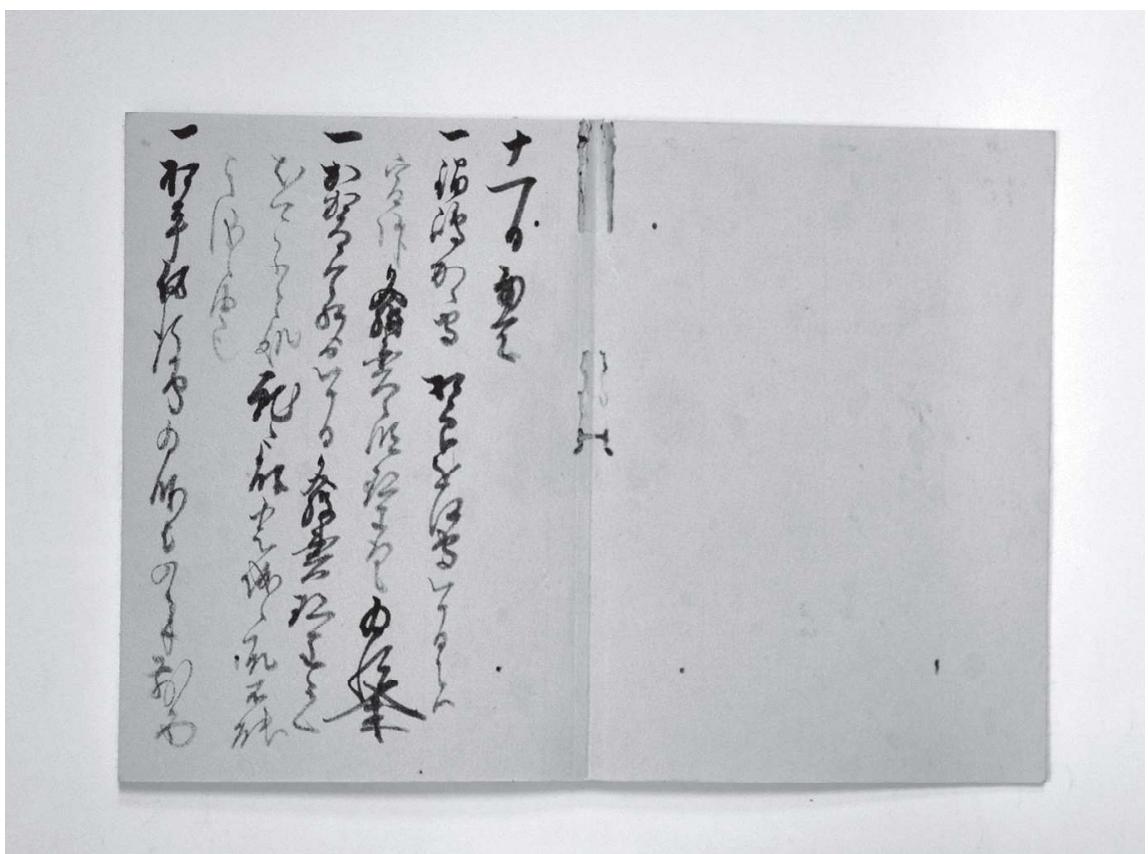
於被擧用者可叶御時宜哉、
御内密御尋ニ付、為御心得

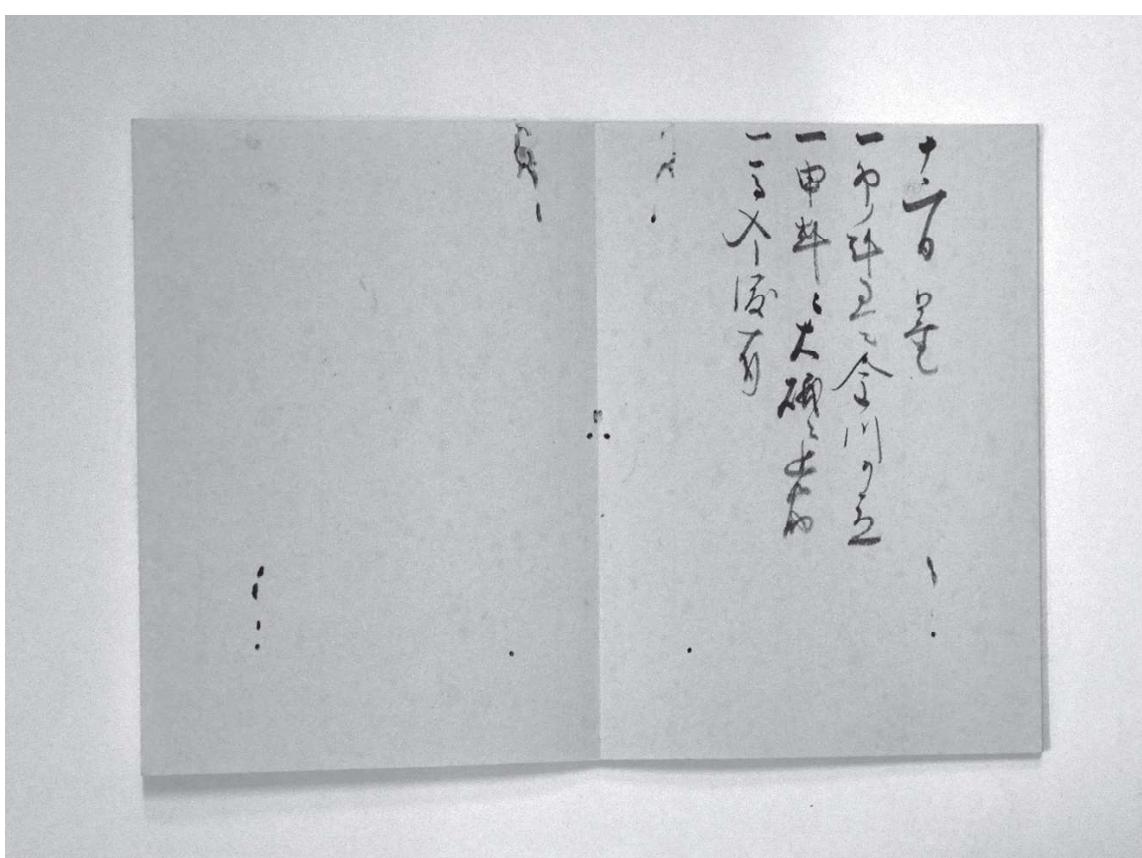
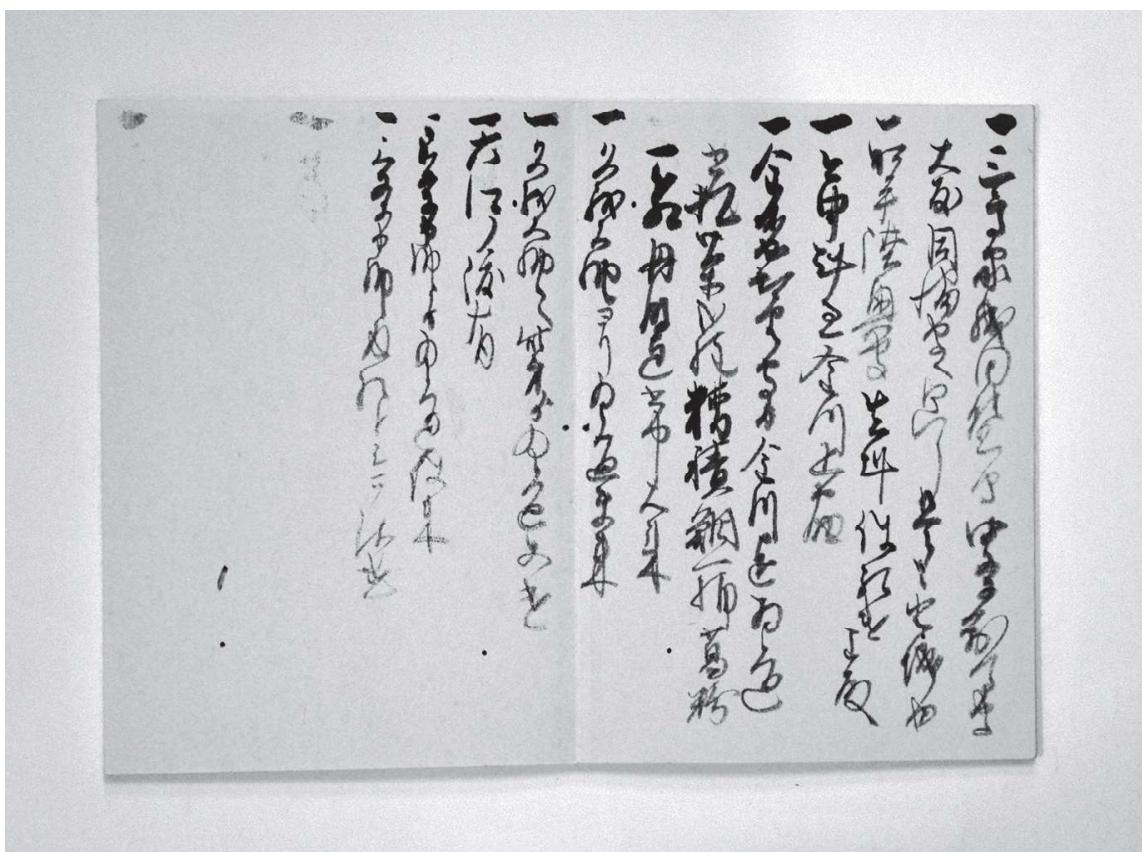
申入置候、右之義、右大臣江も

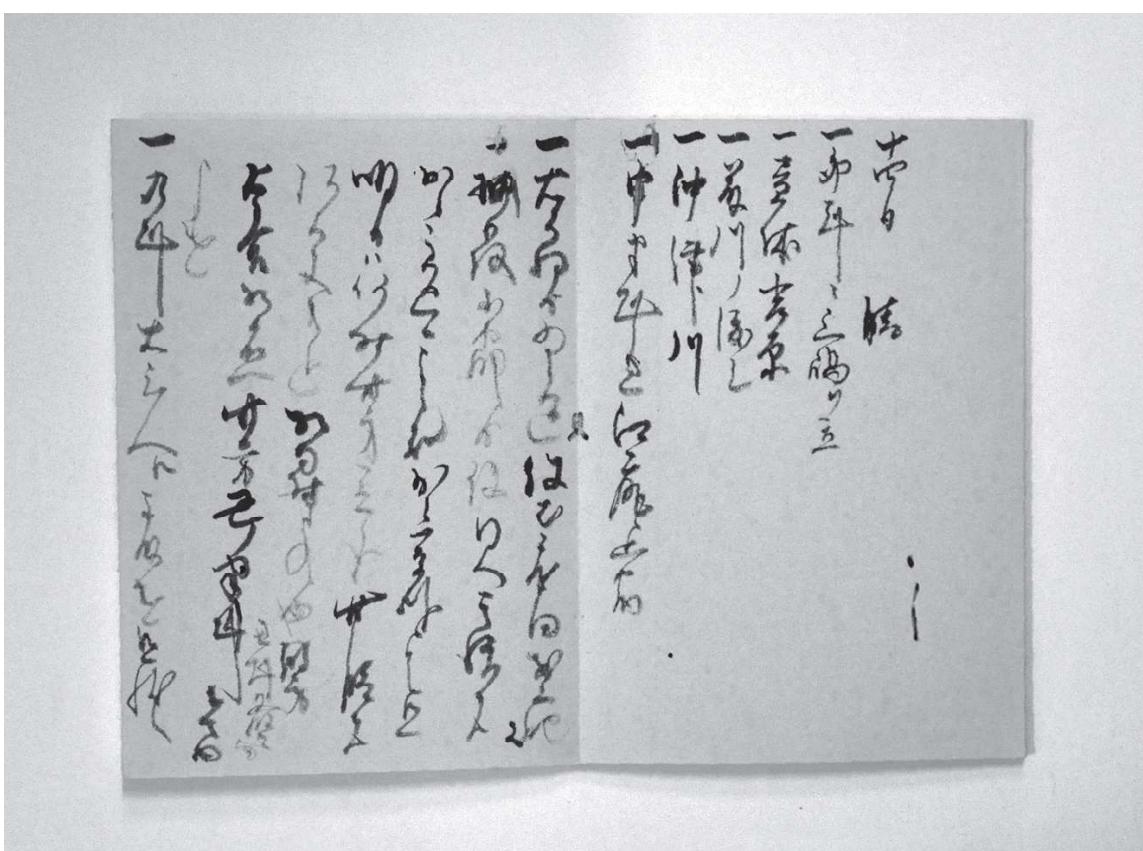
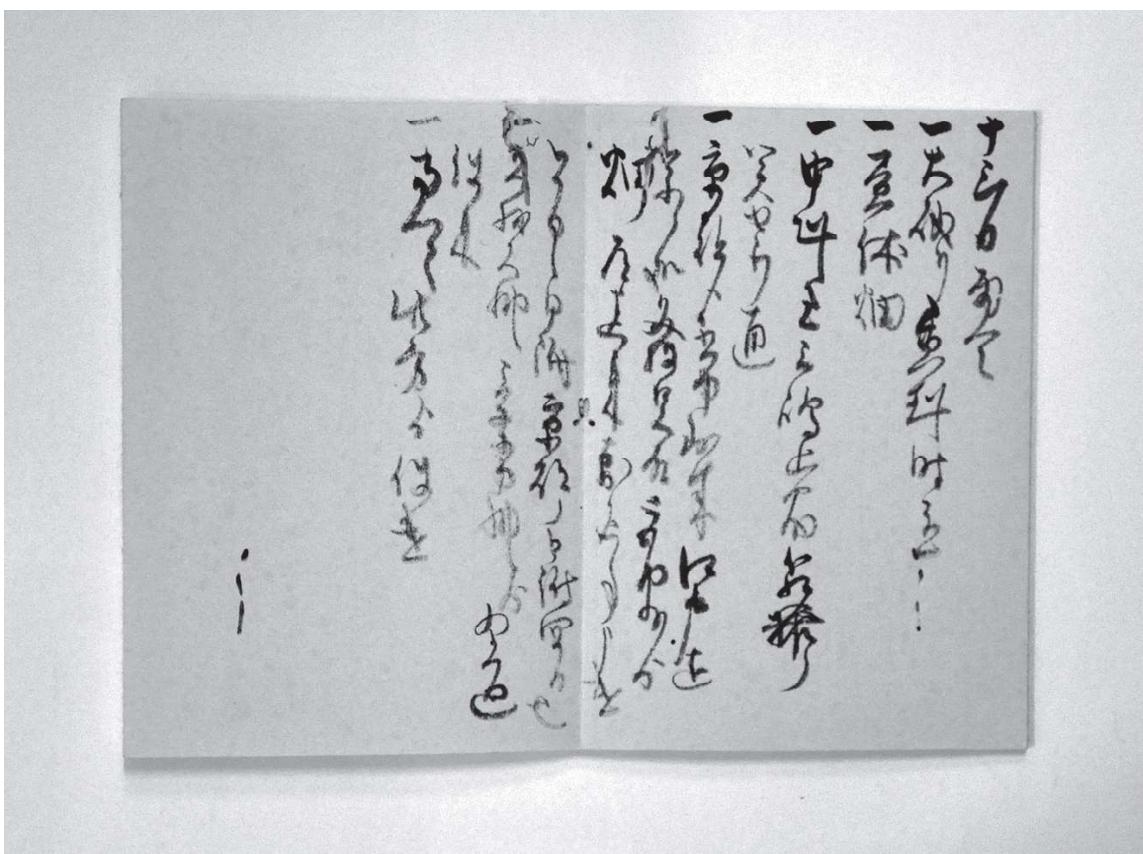
未入申候間、必々御他言

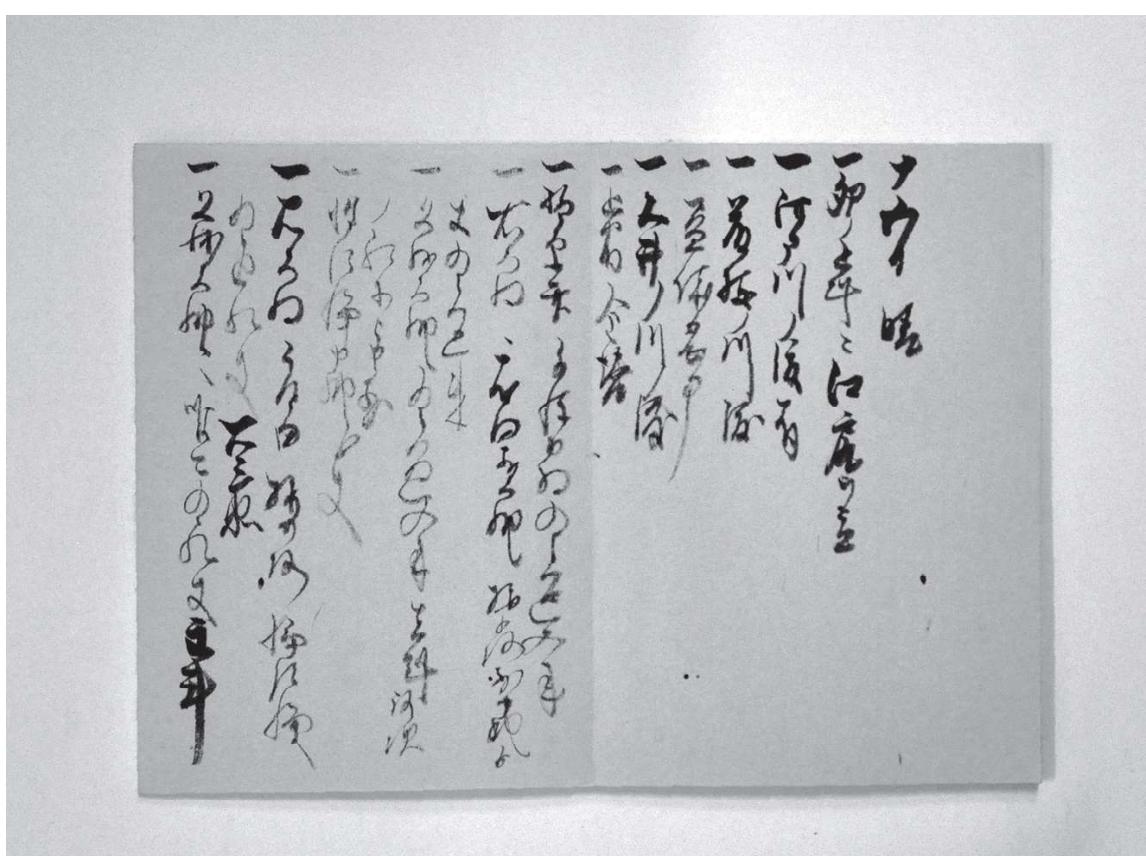
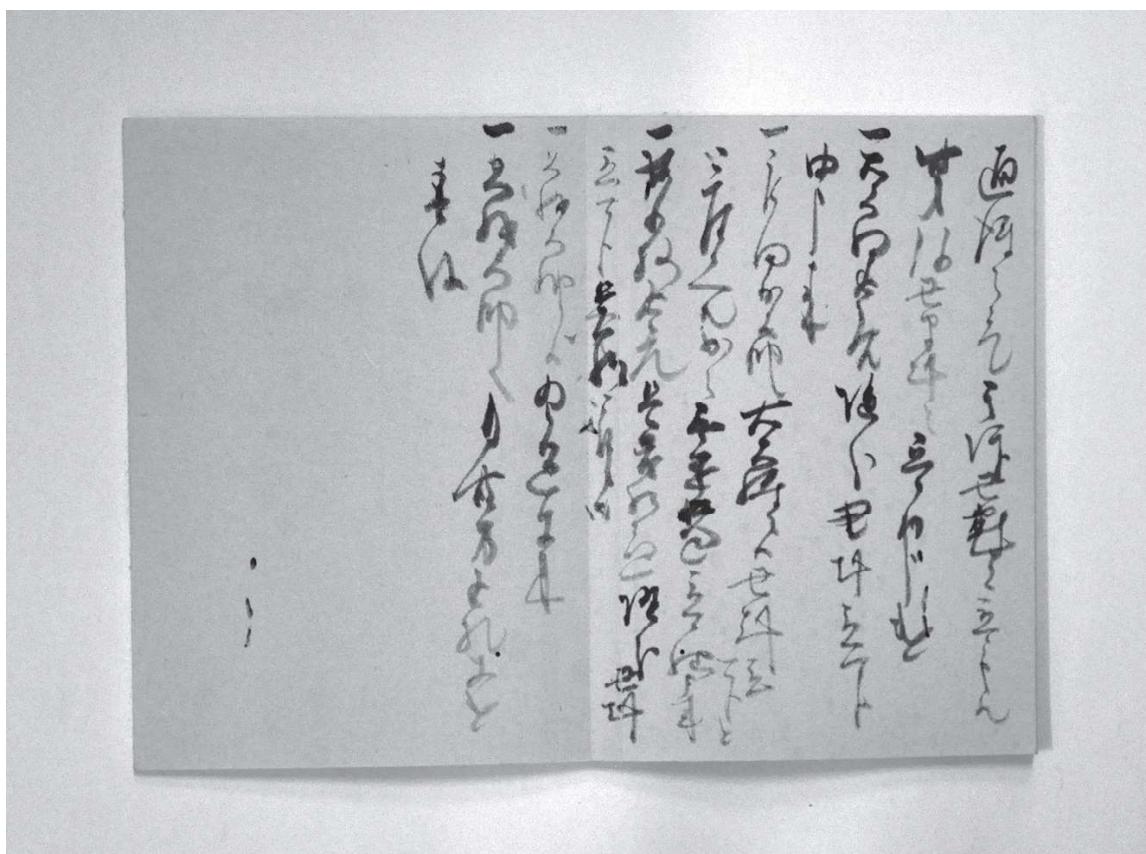
無之様頼存候也、恐々謹言、

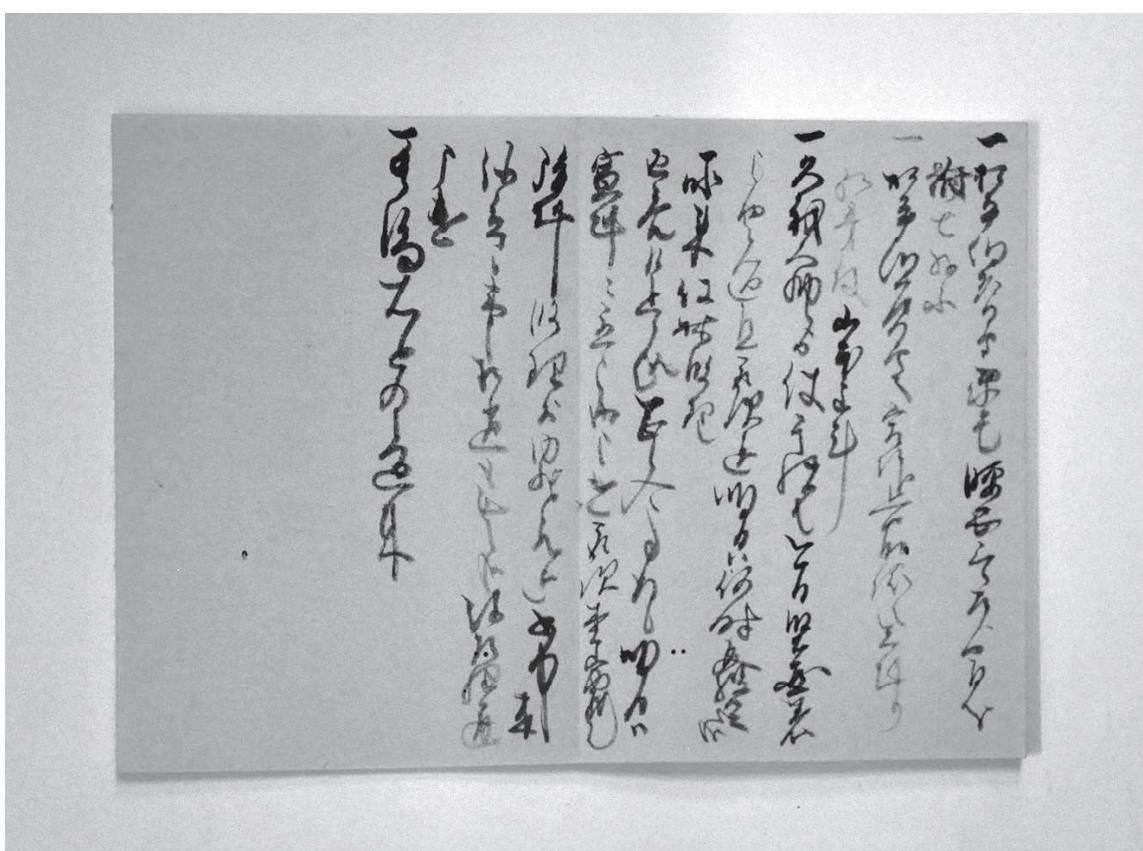
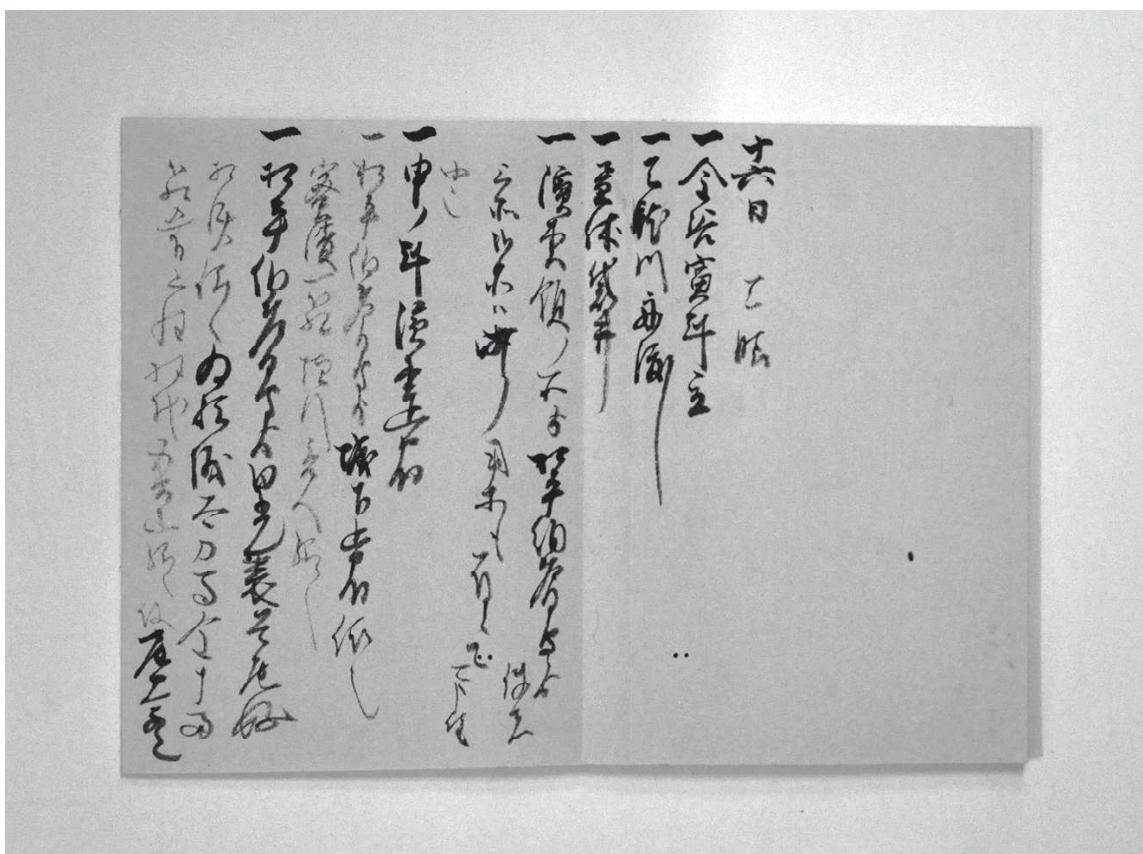
正月八日
右大将殿
輔平





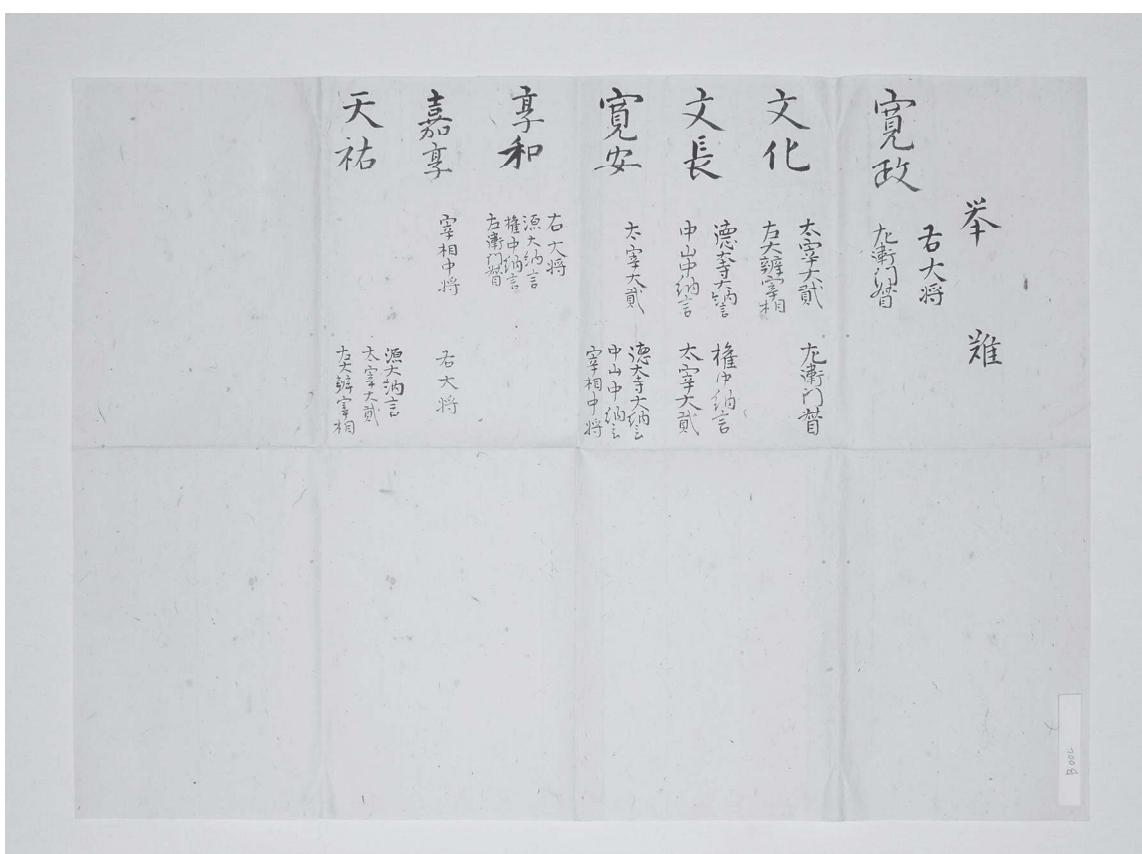




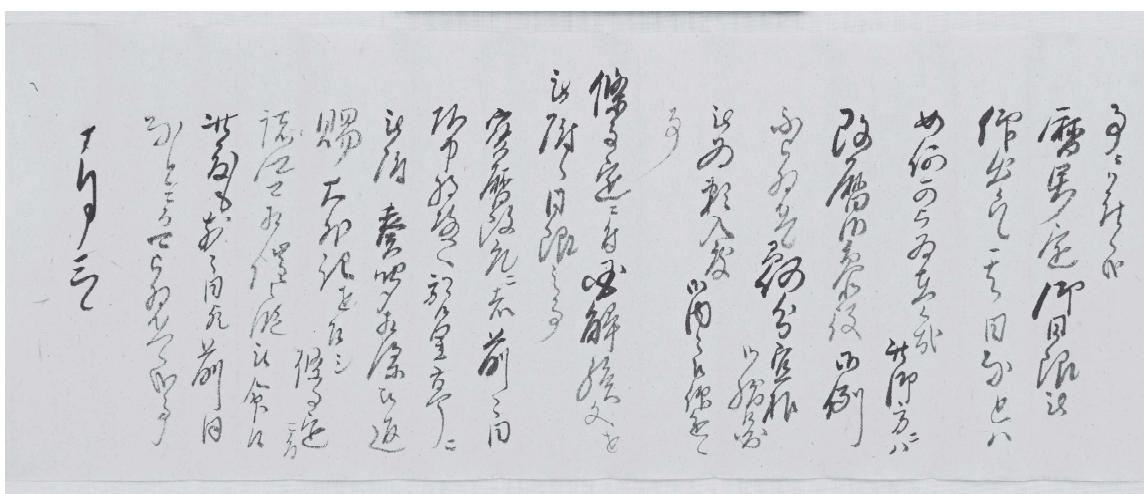
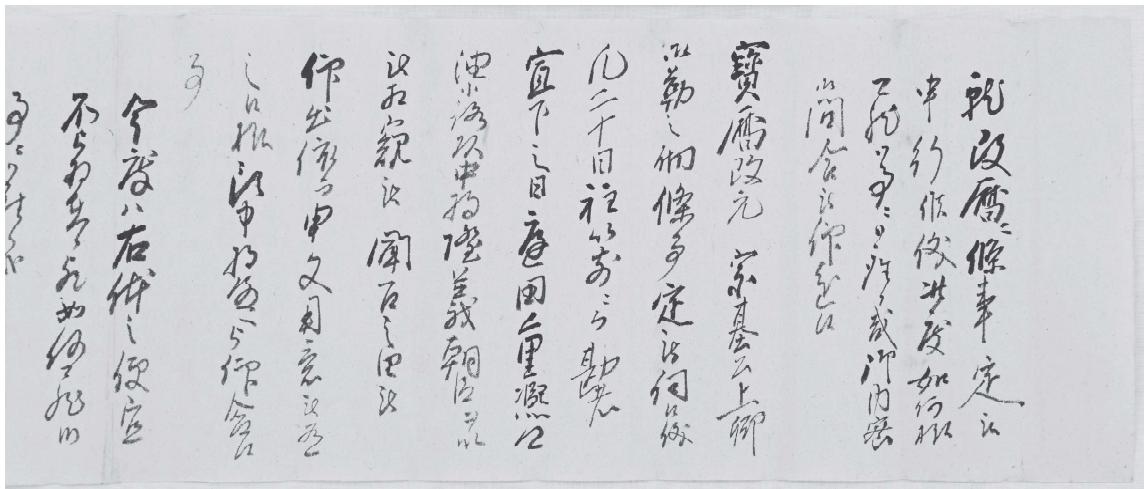


○資料番号B004

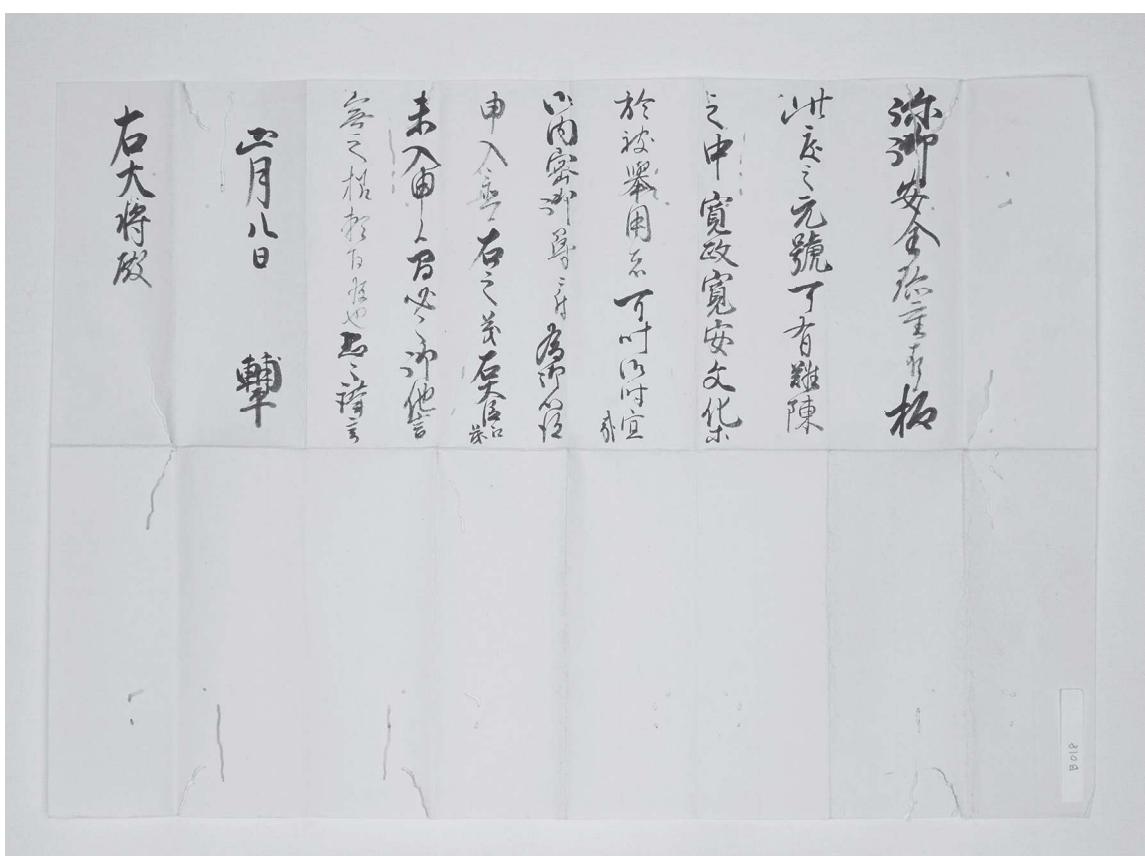
〔年号案舉難一覽〕



○資料番号B013 [書状] (宝曆改元及び改暦の例について)



○資料番号B018



同志社大学所蔵二条家文書について

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	頁数	形状	法量 (縦×横、cm)	備考
B001	〔書状〕(関白へ此方無事である旨等申遣)	(二条) 綱平	内府 (二条吉忠)	(享保4年) 2月27日	一通一枚	一紙	16.3 × 46.0	(包紙)「急事 綱平 内府江」
B002	〔書状〕(江府到着につき)	(二条) 綱平	—	4月24日	一通一枚	一紙	16.6 × 45.8	包紙あり
B003	下嵯峨三間(軒)茶屋図	—	—	—	一枚	綿紙	24.4 × 84.5	(包紙)「下嵯峨 三軒茶屋図」、続紙3枚
B004	〔年号案挙難一覧〕	(勸修寺) 経逸	二条殿諸大夫中	(天明9年)	一通一枚	一紙	16.6 × 45.6	(包紙)「二条殿諸大夫中 経逸」、寛政・文化・文長・寛安・享和・嘉享・天佑の七つが候補
B005	〔吉書カ〕(右大臣家政所検納御封庸米伯解事)	源頼興	—	文久2年1月4日	一通一枚	一紙		白川資訓副署あり
B006	〔吉書カ〕(伊予国司解申進上御封庸米事)	源寿延	—	文久2年1月4日	一通一枚	一紙	34.2 × 48.3	(端裏)「可成返抄 (白川資訓) 王(花押)」
B007	〔覚〕(寛政号の字に関する意見)	—	—	(天明9年カ)	一通一枚	一紙	16.6 × 26.6	
B008	〔覚〕(漢文引用及び大御所様御供交名他)	—	—	—	一枚	一紙	14.2 × 39.2	(表) 漢文の引用文か、(裏) 大御所様などの御供名
B009	〔某日記書抜〕(元禄13年6月18日条)	(伏原) 宣通	関白殿諸大夫中	—	一通一枚	一紙	16.5 × 45.3	(包紙)「関白殿諸大夫中 宣通 封」、日記抜粹
B010-1	〔上御靈社参配置図〕	—	—	—	一枚	一紙	32.1 × 44.4	10-1~10-3一括、上御靈社参拝の際の作法の一つか
B010-2	〔祇園社参配置図〕	—	—	—	一枚	一紙	32.2 × 44.4	10-1~10-3一括、祇園社参拝の際の作法図か
B010-3	〔某社寺人物配置図〕	—	—	—	一枚	一紙	32.2 × 44.4	10-1~10-3一括、場所不明、付箋あり
B011	〔領収書等一括〕	木里屋新右衛門、若狭屋伊兵衛、二尊院役者など	二条殿御役所様、御役所、御勘定所様、御用御役人中様、二条様御用、安藤様	5月24日他	一冊十八枚	横帳	18.9 × 24.5	横帳
B012	〔書状〕(大原野社修復に伴う史料謄写完了などにつき)	(広橋) 麟保	関白 (二条齊敬) 殿諸大夫中	7月4日	一通一枚	綿紙	15.7 × 129.4	(端裏)「関白殿諸大夫 麟保」、長者殿被命候一紙、積り書四冊、惣用高一紙、図三枚、幕末頃
B013	〔書状〕(宝曆改元及び改暦の例につき伺)	—	—	10月3日	一通一枚	綿紙	16.8 × 82.1	続紙2枚
B014	〔書状〕(春日社若宮社等正遷宮に付き堅物三通注進などにつき)	(清閑寺) 豊房	右大臣 (二条齊敬) 殿諸大夫中	10月24日	一通一枚	綿紙	15.8 × 50.3	続紙2枚、文久2年か3年と推定
B015	〔書状〕(内覧願について)	(清閑寺) 豊房	右大臣 (二条齊敬) 殿諸大夫中	10月16日	一通一枚	綿紙	15.8 × 45.8	続紙2枚、文久2年か3年と推定
B016	〔書状〕(少納言侍従等競望の勅問につき)	(鷹司) 輔平	左大臣 (二条齊敬)	(慶応3年) 2月6日	一通一枚	一紙	16.5 × 45.6	
B017	〔覚〕(大弁一人斗ノ事等儀礼問合せ)	—	(野宮) 定基カ	—	一通一枚	一紙	16.6 × 44.7	

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	員数	形状	法量 (縦×横、cm)	備考
B018	〔書状〕(此度の元号案につき御内密御尋)	(鷹司) 輔平	右少将(二条齊通)殿	(天明9年) 1月8日	一通一枚	一紙	16.5×46.7	寛政・寛安・文化等の案あり (包紙)「右大將殿 輔平」
B019	口述(准后宣下につき)	(中御門) 経之	右大臣(二条齊敬)殿諸大夫中	10月28日	一通一枚	一紙	15.8×37.1	文久2年か3年と推定
B020	〔覚〕(廿八日の拝賀伺につき)	(二条) 齊敬	石山(基文力)少将	10月21日	一通一枚	一紙	16.3×16.6	
B021	〔揮毫〕(鶴寿)	広女	—	—	一枚	一紙	32.4×45.5	九十一才 広女
B022	〔詔書下書カ〕(封戸授与)	—	—	文久3年10月	一枚	一紙	32.4×45.2	
B023	〔儀礼動線図カ〕	—	—	—	一枚	一紙	33.9×45.6	
B024	〔書状カ〕(吾師翁佛国開山大圓廣慧國師について)	佛國臣僧元當	—	享保丁未(12年)10月日	一通一枚	一紙	33.1×113.3	落款3顆
B025	〔絵画〕(鶴鶴並びに竹に雀図)	—	—	—	一枚	一紙	31.8×44.5	墨絵
B026	〔書状〕(内覧願入勅書写差上につき)	(中御門) 経之	右大臣(二条齊敬)殿諸大夫中	10月25日	一通一枚	継紙	15.9×42.8	続紙2枚
B027	〔書状〕(越後守へ申入の郎等仲間調度掛等につき)	(菫室) 顕孝	左大臣(二条齊敬)殿諸大夫中	(慶応3年) 7月4日	一通一枚	一紙	16.5×45.7	
B028	〔書状〕(天和・真享度革命革令明法道勘文の有無につき返答)	—	—	—	一通一枚	一紙	16.8×45.0	
B029	〔覚〕(郎等・調度掛・中間服装書上)	—	—	—	一枚	一紙	18.4×29.4	
B030	〔書状〕(参賀の節諸大夫長橋車寄せにて酒肴の事等につき)	(一条) 道香	—	(宝曆元カ) 12月28日	一通一枚	一紙	16.5×46.6	包紙あり「宝曆二年正月十九日未半刻自撰政書状出来」
B031	〔覚〕(年号における嘉の字について意見書下書き)	—	—	—	一枚	継紙	16.0×40.5	
B032	〔触〕(新嘗祭につき重服之輩參内を憚るべき旨)	—	—	—	一通一枚	一紙	16.9×45.2	
B033-1	〔覚〕(年号挙奏申詞並難陳旧例等につき)	(近衛経熙カ)	—	(天明9年1月カ)	一枚	継紙	14.3×73.4	包紙あり「口述 経熙」、33-1~33-3一括、続紙3枚、年号案には享和・文化・嘉享・天佑・寛政・文長・寛安の7つあり
B033-2	口演(年号定次第等につき)	(近衛経熙)	—	(天明9年) 1月21日	一枚	一紙	17.9×48.1	包紙あり「口述 経熙」、33-1~33-3一括、号案には享和・文化・嘉享・天佑・寛政・文長・寛安の7つあり
B033-3	〔覚〕(享和の四陳を止める旨)	(近衛経熙カ)	—	(天明9年1月カ)	一枚	一紙	18.1×23.0	包紙あり「口述 経熙」、33-1~33-3一括、続紙2枚、号案には享和・文化・嘉享・天佑・寛政・文長・寛安の7つあり
B034	〔書状〕(年号挙奏申詞等につき)	(勸修寺) 経逸	(二条家) 諸大夫中	(天明9年) 1月21日	一通一枚	一紙	16.8×45.5	包紙あり「二条殿諸大夫 経逸」

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	頁数	形状	法量 (縦×横、cm)	備考
B035-1	〔書状〕(勅書内覽につき)	(勧修寺) 経逸	(二条家) 諸大夫中	(天明9年) 1月28日	一枚	一紙	16.9×45.7	包紙あり「二条殿諸大夫 経逸」、裏「梳頭」、35-1・35-2一括
B035-2	〔覚〕(江家次第勅書覆奏につき写)	—	—	—	一枚	一紙	16.8×47.4	包紙あり「二条殿諸大夫 経逸」、裏「梳頭」、35-1・35-2一括
B036	〔書状〕(嘉享号難陳につき)	(勧修寺) 経逸	(二条家) 諸大夫中	(天明9年) 1月18日	一通一枚	一紙	16.9×46.6	
B037	〔書状〕(職事により詔書覆奏の由)	(勧修寺) 経逸	(二条殿) 諸大夫中	(天明9年) 1月21日	一通一枚	一紙	16.8×35.3	包紙あり「二条殿諸大夫 経逸」
B038	〔覚〕(宝曆改元等覚書)	(経逸)	(二条殿諸大夫)	—	一通三枚	綾紙	14.5×129	包紙「二条殿諸大夫中 経逸」、包紙裏に年号案の覚書あり、紙縁にて三枚一括、付箋あり「先刻於御前相談候下書」、続紙四枚
B039	〔覚〕(文明十六年八月廿五日拝賀記録等先例書上)	—	—	—	一枚	一紙	44.7×16.2	文明十六年八月廿五日、長享三年七月八日、永正十年正月廿三日、寛永五年正月廿二日
B040	叙品宣下位記奉行職事持参近例	—	—	寛保3年1月	一枚	一紙	16.8×45.0	
B041	口上之覚(老年病身に付き昇進辞退の旨)	右大史春職	壬生官務殿	12月日	一枚	一紙	16.5×44.8	
B042	〔覚〕(神璽褒政御記など古記録名書上)	—	—	—	一枚	一紙	16.5×46.8	
B043	〔書状案〕(嘉享・延享など年号案につき)	—	—	—	一枚	一紙	17.6×46.1	
B044-1	〔覚〕(吉統記写)	—	—	—	一枚	一紙	18.1×29.3	44-1~44-3一括、(表)「制度通」
B044-2	〔覚〕(条事定申行之事)	—	—	—	一枚	一紙	18.2×18.5	44-1~44-3一括
B044-3	〔覚〕(改元部類記等写)	—	—	—	一枚	一紙	16.8×21.6	44-1~44-3一括
B045	〔書状案〕(嘉享号の難陳における取り扱い等につき)	—	—	—	一通一枚	一紙	17.8×45.3	
B046	〔書状案〕(嘉享号の難陳における取り扱い等につき)	—	—	—	一通一枚	一紙	17.8×45.8	
B047	〔元禄度難陳写〕	—	—	—	一綴三紙	横帳	14.6×40.6	横帳、謄写か
B048	〔某日記断簡〕	—	—	—	一枚	一紙	18.8×47.3	
B049	〔二条綱平日光例幣使参向日記〕(部分)	—	—	(正徳5年) (前欠)9日、 10日、11日～ 18日(後欠)	三冊	横帳	17.6×12.5	自筆カ
B050	〔覚〕(祈年祭・月次祭次第)	—	—	—	一枚	一紙	16.3×46.7	祭の進行について、(裏)公事根源百七十六、江次第百八十八の日付の抜き書きあり
B051	〔公卿人名官位年齢等一覧〕	—	—	—	一冊	横帳	18.8×11.8	折本、「従一位 基熙 貞享三 五十一」などあり
B052	〔公卿人名官位年齢等一覧〕	—	—	—	一枚	一紙	18.8×12.4	折本の一部、仮53の一部カ、除目を受けた日も掲載

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	頁数	形状	法量 (縦×横,cm)	備考
B053	〔公卿人名官位年齢等一覧〕	—	—	—	一冊	一紙	18.8 × 11.8	折本、仮53の一部、正二位・従二位など
B054	〔覚〕(立后関係旧記抜書)	—	—	—	一枚	一紙	15.3 × 43.4	元和三年二月十四日条、中右記長永三年三月十九日已巳
B055	立太子・立后	—	—	—	一冊	横帳	19.9 × 13.8	儀式への参加者一覧、和綴じ、天和三二九辰刻/天和三二十四卯刻
B056	辞職之後内覧例	—	—	—	一冊	横帳	18.2 × 49.9	横帳、長承元年正月十四日忠実から天文廿二年正月廿日晴良まで、付箋あり
B057	〔覚〕(卜定時服喪中の場合の対応等伺)	—	—	—	一通	一紙	16.9 × 45.7	
B058	〔覚〕(源忠厚・源謙通両人の補任につき)	—	—	—	一枚	一紙	18.3 × 51.0	
B059	御印之具目録	—	—	—	二枚	一紙	19.2 × 49.7	朱漆御辛櫻一合の故実も併せて写す、挿み込み一括、台記寿二年四月廿七日之記より写す
B060	盤渉調	—	—	—	一枚	一紙	16.3 × 44.2	包紙あり、曲名と演者
B061-1	〔書状〕(恒例結縁灌頂御修行につき無人の為延引願)	御室宮御使長尾大蔵卿	—	3月20日	一枚	一紙	16.2 × 48.1	包紙あり「女御様より誰にてもひろう」、63-1~63-4一括
B061-2	〔包紙カ〕	—	—	—	一枚	一紙	17.5 × 44.8	(広橋)胤保・(清閑寺)豊房から閔白殿諸大夫中宛ての十一月十四日付け書状案あり、包紙あり「女御様より誰にてもひろう」、63-1~63-4一括
B061-3	〔断簡〕	—	—	—	一枚	一紙	33.7 × 24.1	覚書あり、包紙あり「女御様より誰にてもひろう」、63-1~63-4一括
B061-4	〔白紙〕	"—" "	—	—	一枚	一紙	22.1 × 25.5	包紙あり「女御様より誰にてもひろう」、63-1~63-4一括
B062-1	〔内侍所図〕	—	—	—	一枚	一紙	27.4 × 38.3	包紙あり64-1~64-3一括
B062-2	〔付箋〕	—	—	—	一枚	一紙	13.9 × 2.2	包紙あり64-1~64-3一括、「勘者宣下」
B062-3	勅書覆奏次第	—	—	—	二枚	一紙	16.6 × 45.4	包紙あり64-1~64-3一括
B063	〔短冊状紙綴〕	—	—	—	一冊	短冊	32.8 × 3.8	裏紙を短冊状にし再利用したもの、紐で通してある。
B064	〔包紙〕	—	—	—	一冊	一紙	43.2 × 28.8	「御即由泰幣次第御元服由泰幣次第」とあり、102にて66~101を一括
B065	〔書状〕(賀茂社職転補の件一社吟味を超越違乱の儀につき)	賀茂社惣代 関口土佐守 福季、岡本 河内守保益	葉室左少弁殿 雜掌中	慶應元年11月	一通一枚	一紙	32.2 × 45.4	「十一月八六條殿内覧」、102にて66~101を一括
B066	〔書状〕(賀茂社家官位の件一社吟味を超越違乱の儀につき)	賀茂社惣代 関口土佐守 福季、岡本 河内守保益	葉室左少弁殿 雜掌中	慶應元年11月	一通	一紙	32.2 × 44.5	「十一月八日 六條殿内覧」、102にて66~101を一括
B067	〔柳菖寸法図〕	—	—	—	一枚	一紙	32.7 × 44.5	図、「宝永四年四月立親王次第御作進載之」、102にて66~101を一括

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	員数	形状	法量 (縦×横、cm)	備考
B068	中納言大将兼任例	—	—	—	一枚	一紙	49.8 × 18.8	白川院～後光嚴院まで14名、102にて66～101を一括
B069	男柱事	—	—	—	一枚	一紙	16.6 × 46.7	保延二年三月廿三日条の写 賴長のはなり有(台記か)、102にて66～101を一括
B070	〔覚〕(座主行玄、最雲、覺快の経歴書上)	—	—	—	一枚	一紙	16.6 × 46.1	座主行玄・覺快は青蓮院、最雲は梨本、102にて66～101を一括
B071	〔覚〕(内大臣家熙公還任御拝賀並御着陣の事)	—	—	(貞享5年9月30日)	一枚	一紙	16.3 × 45.8	「官務より勧進候」、102にて66～101を一括
B072	賜姓叙位任官以後為親王之例	—	—	—	一枚	一紙	18.6 × 51.5	是忠親王～久良親王まで8名、102にて66～101を一括
B073	〔宣順公記抜書〕	—	—	—	一冊	一紙	14.3 × 41.2	横帳『宣順卿記』、102にて66～101を一括 (包紙)「光平公宣下覺書」
B074	〔記録抜書〕(長秋記、中右記、玉葉他)	—	—	—	一枚	一紙	16.9 × 46.3	102にて66～101を一括
B075	〔書状〕(内覧願につき)	—	—	12月4日	一通一枚	一紙	15.7 × 29.5	102にて66～101を一括
B076	〔書状〕(願いの通り相済につき)(一条)道香	右大将殿	1月19日	一通一枚	一紙	16.4 × 46.8	102にて66～101を一括	
B077	〔覚〕(香の書上)	—	—	—	三枚	一紙	16.4 × 43.8	差山のたき、梅の花など香の関係か、102にて66～101を一括
B078	〔覚〕(音繩卿除服出仕)	資生	(山科)音繩	慶応3年2月9日	一枚	一紙	15.8 × 30.1	102にて66～101を一括、右上に「勘解由小路殿より」とあり
B079	〔覚〕(放生会部類抜書)	—	—	—	一枚	一紙	19.8 × 28.3	吉田大納言経長記の写し、文永8年8月13日条、102にて66～101を一括
B080	〔書状〕(順恭院の法事料銀につき)	二尊院	野間三河介様	—	一枚	一紙	18.0 × 63.4	表「野間三河介様 正月順恭院御法事料十枚之内奥より五枚受取候」、「順恭院」は、二条齊信室で水戸藩主徳川治紀の女従子。102にて66～101を一括
B081	〔漢詩〕(題中秋)	本鳴幸貞	—	—	一枚	一紙	29.1 × 26.7	漢詩(七言絶句)、102にて66～101を一括
B082	二条様御領細川瀧村丑之御年貢御勘定書	細川瀧村庄屋徳平(印) 年寄儀四郎(印)	御代官衆中様	明和6年12月29日	一通	一紙	28.4 × 43.5	102にて66～101を一括
B083	〔覚〕(香の書上)	—	—	—	一枚	一紙	15.1 × 44.3	付箋あり、102にて66～101を一括
B084	〔覚〕(香の書上)	—	—	—	一枚	一紙	19.7 × 52.3	102にて66～101を一括
B085	〔覚〕(座次先例書上)	—	—	享保15年12月20日	一通	一紙	16.5 × 46.5	包紙あり「享保十五年十二月廿日夜中院・中山同道三而來、従法皇禁中・准后座次之書付於此方被書写」、102にて66～101を一括
B086-2	〔書状〕(良等烏帽子の件につき)	西池主水	河野伊勢守様	8月10日	一枚	一紙	15.7 × 34.2	包紙あり88-1～88-3一括、続紙2枚、102にて66～101を一括
B086-3	〔覚〕(下家司従の衣袴の件につき)	—	—	—	一枚	一紙	16.3 × 25.7	包紙あり88-1～88-3一括、102にて66～101を一括

資料番号	表題	作成者	宛先	作成年月日	員数	形状	法量 (縦×横、cm)	備考
B086-4	〔覚〕(良等、中間、調度掛の衣 躰につき)	—	—	—	一枚	縦紙	16.8 × 40.3	包紙あり88-1～88-3一括、102にて66～ 101を一括
B087	〔覚〕(役廻り及び人名覚)	広嶋屋虎右 衛門(印)、 棒頭寅吉 (印)	二条様御供頭 御中様	安政5年10月 29日	一枚	一紙	33.8 × 96.5	102にて66～101を一括
B088-1	〔覚〕(童直衣及び指貫の仕様に つき)	—	—	—	一枚	一紙	17.3 × 26.3	包紙あり「御ひんそき(鬢除ぎ)のお ほへ 御まゆ(眉)のほん」、包紙にて 90-1～90-2一括、102にて66～101を一 括
B088-2	ひんそきの覚	—	—	—	一枚	一紙	16.0 × 45.8	包紙あり「御ひんそき(鬢除ぎ)のお ほへ 御まゆ(眉)のほん」、包紙にて 90-1～90-2一括、102にて66～101を一 括
B089-1	〔覚〕(香関係の書上カ)	—	—	—	一枚	一紙	14.8 × 39.8	91-2に挟み込み、91-2の一部か、102にて 66～101を一括
B089-2	〔覚〕(香の書上)	—	—	—	四枚	一紙	14.0 × 40.3	91-1を挟み込み、102にて66～101を一 括
B090	〔書上〕(南殿橋植改につき勅答)	(二条)宗基	—	寛保3年10月 22日	一通一枚	一紙	22.9 × 58.8	(表)「寛保三年十月廿二日 此間職事 より右之事申来一封により可申上之旨、 元 大納言へ職事より廻文ニ而來、則 其間一封ニ而職事迄附候也」、紙綴、 102にて66～101を一括
B091	〔覚〕(朔旦冬至平座次第)	—	—	享保3年11月 1日	一枚	一紙	19.3 × 55.3	102にて66～101を一括
B092	〔覚〕(儀式関係の書上カ)	—	—	—	一枚	一紙	19.3 × 55.4	93の続きか、102にて66～101を一括
B093	〔書上〕(裏硯墨筆賜外記軸ほか)	—	—	—	一冊	横帳	28.4 × 20.4	豎帳、和綴、筆硯などの様子、102にて 66～101を一括
B094	院和歌御会始 享保十年正月 十三日	—	—	享保10年1月 13日	一冊	横帳	23.1 × 16.4	(題籠)「慶長十七年出ル」、豎帳、102 にて66～101を一括
B095	〔覚〕(馬についての書上)	—	—	—	六枚	一紙	29.8 × 21.3	罫線とじ込み、102にて66～101を一括
B096	〔書上〕(秀吉関係説話及び漢詩)	—	—	—	十二枚	横帳	27.4 × 19.8	説話は太閤秀吉について、102にて66～ 101を一括
B097	〔漢詩抜書〕	—	—	—	十一枚	横帳	28.8 × 20.8	102にて66～101を一括
B098	〔白紙〕	—	—	—	一枚	一紙	28.8 × 42.1	102にて66～101を一括
B099	〔覚〕(龍王湯葉方調合)	—	—	—	一通一枚	一紙	16.4 × 45.5	(上書)「大事の薬方」「封」、(端)「此 やく方は赤井あくゑもん家のひミつの方 にてをなひかりやう漱てんしゅいた しき候所にりやう漱はて候ゆへ、同 名さと衛門書付上候」、102にて66～101 を一括
B100	〔包紙〕	—	—	—	一枚	一紙	42.4 × 55.8	102にて66～101を一括